

4. 入札制度

(1) 入札制度の概要と課題

ア 入札制度の概要

長野県の入札制度改革は3つの理念と5つの柱に基づいて実施されてきた。

(ア) 入札制度の3つの理念、5つの柱

3つの理念

- －納税者の求める4つの条件「透明性」「競争性」「客観性」「公正・公平性」の確保
- －「いい仕事をする業者」が報われる入札制度へ
- －「公務員の意識改革」を促す入札制度へ

(イ) 5つの柱

- －談合のしにくい入札制度へ
- －民間能力・民意が反映する入札制度へ
- －競争性の確保と不当廉売防止・工物品質の確保の両立
- －競争性の確保と受注機会の確保との両立
- －競争性の確保と行政効率の向上との両立

イ 入札制度改革の沿革

長野県の入札制度改革の沿革は、以下のとおりである。

- 平成6年 ・公募型指名競争入札、意向確認型指名競争入札、一般競争入札の導入
- 平成13年 ・参加希望型指名競争入札の試行（土木部）
- 平成14年 ・長野県公共工事入札等適正化委員会設置
 - ・受注希望型競争入札の試行（浅川ダム問題、談合問題などが発生）
 - ・公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領制定
- 平成15年 ・建設工事の入札参加資格に新客観点数を導入
 - ・受注希望型競争入札での失格基準を試行
- 平成16年 ・受注希望型競争入札の本格実施
- 平成17年 ・総合評価落札方式の試行（価格及び価格以外の項目である工事成績、工事実績、社会貢献などを加算し、最高点のものを落札者とする方式）
 - ・失格基準の改定
 - ・電子入札を全ての案件で可能に
- 平成18年 ・総合評価落札方式試行拡大に向けて総合評価事業審査会を設置

ウ 受注希望型競争入札の特徴

制限付きの一般競争入札で、現在最も利用されている入札制度である。平成18年度の建設工事及びそれに係る委託業務における入札件数（随意契約含む）6,179件の

うち、78.3%にあたる4,836件が受注希望型競争入札によって契約された。

入札契約手続の透明性・公平性・競争性の一層の確保と、入札参加者の参加手続の負担を軽減し、入札業務を効率化することを目指して導入された。

受注希望型競争入札では、予定価格の金額規模別に資格総合点数、技術者、地域要件を課して発注する。その際、参加可能者数40者程度を確保できるように地域要件などの参加要件を調整して間口を広く保ち、落札候補者について事後審査を行う。

受注希望型競争入札導入の効果として、「談合がほとんどなくなった」、「透明性・公平性・競争性が確保された」、「意欲ある企業の受注機会が確保された」があげられている。

(2) 入札改革と落札率の変化

入札制度改革が始まった平成14年度から平成18年度の落札件数、金額の変化は、次頁の表のとおりである。

ア 入札形態の変化

指名競争入札は入札制度改革が始まった14年度の5,859件（全体の78%）から、平成18年度には1件にまで減少した。

受注希望型競争入札は平成14年度に導入された。翌平成15年度には受注希望型競争入札の件数が6,734件（全体の89%）となり、指名競争入札と件数が逆転した。以来、受注希望型競争入札が、基本的な入札制度となっている（災害復旧のうち緊急を要するものは、入札制度の枠外である）。

イ 落札率の変化

平成15年度に受注希望型競争型入札が指名競争入札と入札の件数が逆転したのと同時に、平均落札率も平成14年度の88.8%から平成15年度の69.1%へ大幅に下落した。

受注希望型競争入札の落札率は、導入した平成14年度は64.7%、翌平成15年度は66.7%、75%～80%の変動性の失格基準を適用する平成16年度は69.9%であった。受注希望型競争入札を本格的に導入してから失格基準を適用するまで、落札率は70%を下回っていた。

受注希望型競争入札に失格基準を適用した平成17年度の受注希望型競争型入札の落札率は76.9%まで回復し、その後落札率は上昇している。

落札率の低下を受けて、入札制度改革が本格化した平成14年度に比べ、県内の建設業の年間所得は下がっている。長野県全産業の所得の平均低下率3.2%と比べて建設業が12.6%と大幅に低下したことからも、入札制度改革が県内建設業に与えたインパクトが大きいことがわかる。

入札制度の改革による落札金額の変化

技術管理室

建設工事及びそれに係る委託業務における平成12年度から平成18年度までの7年間の入札方式別件数、金額、落札率等は下表のとおりである。

(単位：％、億円)

年度	入札方式別	件数	予定金額	落札金額	落札率	差額
12	指名競争入札	9,354	1,581.14	1,554.35	97.7	26.79
	一般競争入札	3	203.65	197.77	98.4	5.88
	随意契約	1,187	44.35	43.82	98.1	0.54
	小計	10,544	1,829.15	1,795.94	97.7	33.20
13	指名競争入札	8,391	1,416.74	1,376.25	96.7	40.49
	参加希望型指名競争入札	31	0.79	0.63	79.5	0.16
	一般競争入札	2	29.78	29.19	97.6	0.59
	随意契約	920	26.59	26.13	97.8	0.46
	小計	9,344	1,473.90	1,432.20	96.8	41.70
14	指名競争入札	5,859	941.59	891.27	92.0	50.32
	参加希望型指名競争入札	111	2.81	2.38	79.4	0.53
	受注希望型入札	927	87.27	60.80	64.7	26.37
	一般競争入札	8	134.01	125.84	93.9	8.17
	随意契約	637	16.89	16.20	95.9	0.69
	小計	7,542	1,182.58	1,096.49	88.8	86.08
15	指名競争入札	10	0.30	0.19	67.0	0.11
	参加希望型指名競争入札	318	8.07	5.92	77.4	2.15
	受注希望型入札	6,734	981.02	662.58	66.7	318.44
	一般競争入札					
	随意契約	513	15.56	15.04	96.7	0.52
	小計	7,575	1,004.95	683.73	69.1	321.22
16	指名競争入札	3	0.12	0.12	96.9	0.00
	参加希望型競争入札	290	8.00	6.57	82.7	1.43
	受注希望型入札	6,232	842.54	611.10	69.9	231.44
	一般競争入札					
	随意契約	528	33.67	33.14	96.2	0.53
	小計	7,053	884.33	650.93	72.4	233.40
17	指名競争入札	6	0.25	0.24	80.2	0.01
	参加希望型競争入札	496	19.57	16.24	83.9	3.33
	受注希望型入札	6,189	1,012.39	797.02	76.9	215.37
	一般競争入札					
	随意契約	444	23.28	22.90	96.2	0.38
	小計	7,135	1,055.49	836.39	78.6	219.10
18	指名競争入札	1	0.02	0.02	90.3	0.00
	参加希望型競争入札	520	20.92	17.28	82.9	3.64
	受注希望型入札	4,836	914.20	711.29	77.3	202.91
	一般競争入札	1	0.05	0.04	78.1	0.01
	随意契約	821	46.77	46.17	96.8	0.60
	小計	6,179	981.96	774.80	80.4	207.16

注1) 本表は建設工事、及び建設工事にかかる委託業務で農政部・林務部・土木部・住宅部・生活環境部(H16、H17、H18)及び企業局から発注された案件を集計したものである。

注2) 表中の『差額』とは予定価格と落札金額との差を単純集計したものであり、同一の箇所で見積り金を活用し再度発注を行った場合には差額は1回目と2回目重複して計上している。

注3) 参加希望型入札とは、維持・修繕等の小規模な工事(予定価格800万未満)で、平成13年12月から試行している。

注4) 受注希望型入札とは、事後審査・郵送方式を取り入れた制限付一般競争入札であり、14年11月18日公告分(委託)、15年2月3日公告分(工事)から試行し、平成16年12月20日から本格施行へ移行した。

注5) 落札率は個別案件の単純平均であり、落札金額の総計を予定金額の総計で除したものと一致しない。

注6) 本表は工事事務管理システムに基づいた数値であり、各年度は4月1日から3月31日までの間の契約日ベースで整理している。これ以降の受注希望型競争入札データ整理状況は各年度の開札日ベースで整理をしているため、数字が一致しない部分がある。

ウ 全国との比較

全国市民オンブズマン連絡協議会の「06年度公共事業落札率調査」によれば、平成18年度の長野県の一般競争入札の落札率は73.2%で、全国で最も低い。平均落札率の最も高い北海道の94.4%に比べると、21.2ポイントの差がある。長野県が実施してきた入札改革の一つの成果といえる。

(3) 失格基準とは何か

ア 失格基準の概要

失格基準は平成15年度の試行以来、平成16年度、平成17年度に改訂された。

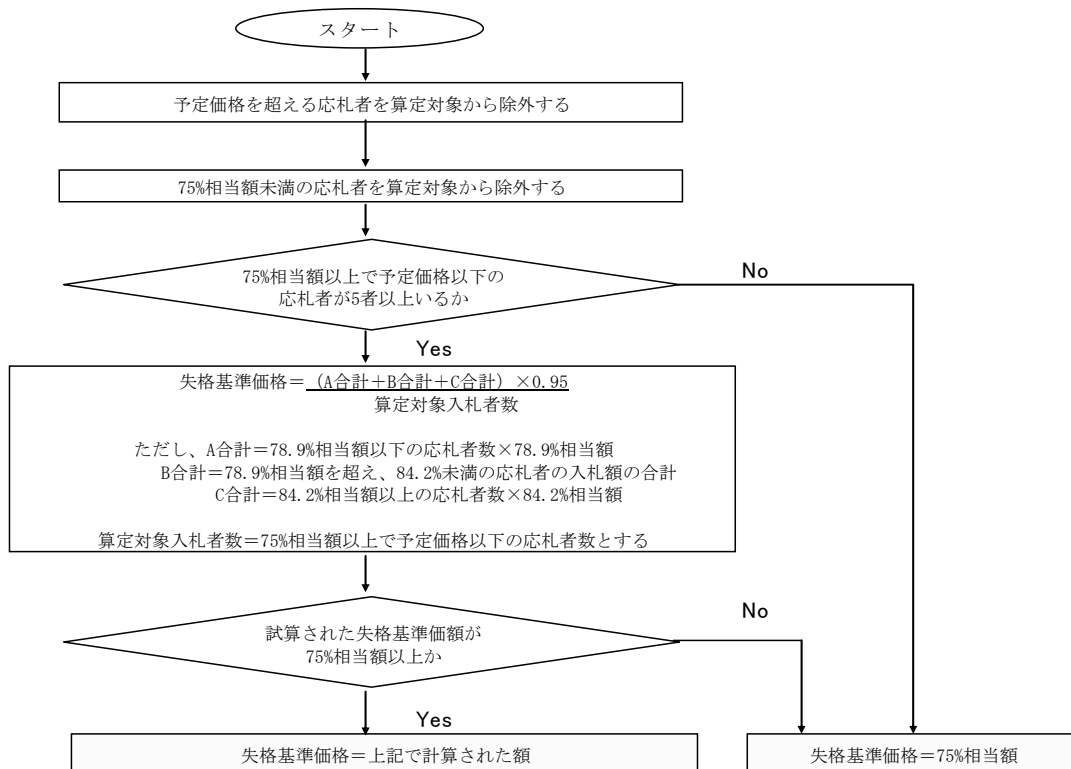
受注希望型競争入札を導入してから価格競争が激しくなり、応札価格が下げ止まらなかった。落札価額が下がりすぎると建設業者の経営を圧迫し、ついには契約内容に適合した工事の履行がなされないおそれが出てくる。

このため、契約の適正な履行を確保し、より公平な入札制度を目指すため失格基準を設けた。

平成17年度から平成18年度までは、建設工事の受注希望型競争入札では、1百万円～200百万円の案件に失格基準が適用されていた。失格基準は予定価格の75～80%の変動性であった。なお、2億円以上の工事には失格基準の適用はなく、また参加希望型競争入札の失格基準は予定価格の75%に固定されていた。(平成19年度に改訂)

失格基準価格の算定フローは次とおり。

<建設工事の「失格基準価格」算定のフロー>



イ 失格基準導入の影響

失格基準は長野県独自の入札方法の仕組みである。

失格基準価格を用いる入札制度の効果として、予定価格の75%以上で応札した企業のうち、どの企業が落札するか予想が困難であるため、談合が困難になったことがあげられる。

入札価格の下げ止めを狙って導入された失格基準だが、実際の入札価格は依然として予定価格の75%付近に集中する傾向がある。平成18年度上期の落札実績では、予定価格の75～76%に落札件数全体の35%が、75～80%に落札件数全体の74%が集中した。

予定価格の75%を越え、予定価格以下に納まった応札者のうちどの企業が落札するかについては、「運」的な要素もあるといえる。

ウ 失格基準の絶えざる見直し

県の失格基準の絶えざる見直しは、入札における透明性、競争性、公平性、公正性を確保し、適正な履行の確保を目的として実施されている。背景としては、一般競争入札の導入により、落札率の著しい低下が起こり、工事の質の維持が懸念されたことがある。そのため、低入札価格調査や建設事業者のコスト調査に基づき、社会資本の質の維持という視点から入札制度の見直しを絶えず行っている。建設事業者には地域に根ざした技術力のある会社をめざして欲しいが、過去のような競争入札や随意契約の時代に戻ることがないようにするための、試行錯誤による前進ともいえる。

現在の失格基準（県設計額の80%～85%）という水準は、県内建設業者のコスト調査の結果に基づき、県が算定し設定されたものである。県内建設業協会の調査から、建設会社の平均コストの比率（実績）が81.5%程度になることがわかったことと、県内建設業の年間所得を県内全産業平均までに引き上げるには、0.92%程度の引き上げが必要であるということから、合計で82.5%程度を目安としている。82.5%程度を中間値として、プラス・マイナス2.5%を加味して、県設計額の80%～85%という変動制ルールを採用している。

この計算方法は公表されており、予定価格の事後公表とともに、入札の透明性、公正性等の確保に寄与している。

県内の建設業者数は大幅に減少しているが、それでも過当競争の環境下にある。入札の競争性、公平性を図りながら、失格基準の見直しと総合評価落札方式（次項参照）の拡大により、社会資本の質の維持を図っていくことが県の政策目標となっている。

長野県は、すでに落札率が全国で一番低い状況にある。県の入札制度の絶えざる見直しは、地域の建設会社への対応も含め、社会資本の質の維持という視点からも、今後、一般競争入札を本格的に導入しようとする自治体の参考になるものと考えられ、評価できるものとする。

＜失格基準の推移＞

	失格基準
平成 15 年 4 月から	変動失格基準の導入。下位 5 者の平均値の 80%を下回ると失格。
平成 15 年 12 月から	直接工事費が県設計直接工事費の 80%以下、あるいは諸経費が直接工事費の 25%以下は失格。
平成 16 年 12 月から	入札額が県設計額の 75%～80%とし、下位 5 者の平均を算入。
平成 17 年 10 月から	入札額が県設計額の 75%～80%とし、全者の平均を算入。
平成 19 年 4 月から	入札額が県設計額の 80%～85%とし、全者の平均を算入。

エ 地域要件について

長野県では、建設事業者には地域に根ざした技術力のある会社をめざしてほしいという観点から、入札に参加できる資格として、地域要件を課している。

地域要件とは、県内を 4 ブロック（災害復旧工事は 10 ブロック）に分け、一定金額未満の工事については入札参加資格者を各ブロックの事業者に限定するという要件である。地域要件を課す基準となる金額は、工事の区分と予定金額によって異なる。例えば建設工事の土木一式の場合、8,000 万円以上の工事は県内一円の企業が入札に参加できるが、8,000 万円未満の工事については、入札参加資格者を各 4 ブロックの事業者に限っている。

平成 18 年度の受注希望型競争入札では、全ての建設工事のうち 4 ブロック内からの応札者が 95.2%で、4 ブロック内の事業者が落札している割合が 95.4%となっていた。

地域要件を細分化しすぎると応札業者が少なくなり競争性が阻害されるおそれがあり、他方、広げすぎると地域に根ざした会社が圧迫されるおそれもある。現在のような 4 ブロックが一定の有効性を維持していると評価することができる。

（４） 総合評価落札方式

ア 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、「価格」により落札者を決定する（最低価格）入札方式に対し、入札価格が予定価格の制限範囲内で「価格」と「価格以外の評価項目」を数値化した評価合計値が最も高いものを落札者とする事で、価格と品質が総合的に優れた業者を選定し、公共工事の総合的な価値を高めることを目指した入札方式である。

価格以外の要素として、工事成績、同種工事成績、地域要件、社会貢献、技術者要件、経営意欲などの要素を評価の対象に加え、これらを総合的に評価し、最も優れたものが落札するよう、以下の式で計算される総合評価点の最も点数が高い者が落札する。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{価格点} + \text{価格以外の評価点} \\ \text{価格点} &= \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \end{aligned}$$

価格点の配点は 85～93 点、価格以外の評価点の配点は、7～15 点。（平成 19 年 4

月改正前) 価格点以外の評価点の配点が大きいほど、価格以外の技術力など多角的な面からの評価が落札に影響することとなる。

評価項目の選定、評価の方法など、指標の客観的な運用が求められるため、順次改善を進めながら、制度の確立を目指している。

制度に関する審議は「長野県公共工事入札等検討委員会」が行い、個別案件の審査は「総合評価事業審査会」が定期的に行う。

イ 総合評価落札方式の試行件数

＜これまでの試行件数（委託を除く）＞ H19. 3. 31 現在

H16年度		H17年度		H18年度	
実施予定	開札済	実施予定	開札済	実施予定	開札済
38	37	72	64	197	188

ウ 総合評価落札方式における落札率、逆転の状況

逆転件数率は平成 16, 17 年度で 30.9%、平成 18 年度で 43.0%である。金額ベースでは平成 18 年度の平均逆転額が 260 千円とさほど大きくはないものの、逆転件数が多いことから、価格以外の要素の評価が落札者選定に結びついていることがわかる。

＜工事成績等簡易型総合評価落札方式の落札率及び逆転の状況＞

区分	開札済 (不調除く) (件)	平均 落札額 (千円)	逆転した案件					価格1位の
			逆転件数 (件)	逆転件数率 (%)	最大逆転額 (千円)	平均逆転額 (千円)	逆転金額率 (%)	平均応札率 (%)
H16, 17年度 a	94	30,096	29	30.9%	700	139	0.36%	77.1%
H18年度 b	186	34,365	80	43.0%	2,700	260	0.61%	79.2%
差 :b-a	92	4,269	51	12.2%	2,000	121	0.25%	2.1%

(5) 建設事務所における個別落札状況

現地機関である建設事務所のうち、上田建設事務所、千曲建設事務所をサンプルとして、受注希望型競争入札の落札率、落札の集中、総合評価落札方式の落札状況について調査を行った。

ア 受注希望型競争入札の落札率

平成 18 年度工事のうち、受注希望型競争入札の平均落札率は、千曲建設事務所が 76.2%、上田建設事務所が 75.6%である。

イ 受注希望型競争入札における落札の集中について

上田建設事務所、千曲建設事務所における受注希望型競争入札の落札状況は以下のとおり。複数の案件を受注できた企業に受注金額が集中している。

<上田：受注希望型競争入札（繰越除く）>

(金額単位：千円)

	1件	2件	3件	4件	5件以上	合計
受注者数	70	31	13	3	6	123
(%)	56.9%	25.2%	10.6%	2.4%	4.9%	100.0%
受注金額	676,677	756,715	391,510	196,736	521,665	2,543,302
(%)	26.6%	29.8%	15.4%	7.7%	20.5%	100.0%

<千曲：受注希望型競争入札>

(金額単位：千円)

	1件	2件	3件	4件	計
受注者数	25	7	0	1	33
(%)	75.8%	21.2%	0.0%	3.0%	100.0%
受注金額	312,548	148,957	0	105,010	566,515
(%)	55.2%	26.3%	0.0%	18.5%	100.0%

上田では1件しか受注できなかった企業は全体の56.9%あるが、金額ベースでは26.6%にとどまる。2件以上の複数件数を受注した企業は全体の43.1%で金額ベースでは73.4%を占める。

特に5件以上の工事を受注した6企業の受注金額は、受注金額全体の20%を占めている。

千曲では1件しか受注できなかった企業は75.8%に上るが、金額ベースでは55.2%を占めるにとどまる。2件以上の複数件数を受注した企業は全体の24.2%だが、金額ベースでは44.8%を占める。4件以上受注した企業は1社だけだが、この1社で受注金額の18.5%を占めている。

ウ 総合評価落札方式

総合評価方式は比較的規模の大きな工事で採用されていたこともあり、応札できるものが限定されることもある。結果として千曲では、落札に集中が見られた。

<上田建設事務所の平成18年度総合評価落札方式（12件）の結果>

（金額単位：千円）

	1件	2件	3件	合計
受注者数	4	1	2	7
(%)	57.1%	14.3%	28.6%	100.0%
受注金額	209,540	93,411	200,665	503,616
(%)	41.6%	18.5%	39.8%	100.0%

<千曲建設事務所の平成18年度総合評価落札方式（5件）の結果>

（金額単位：千円）

	1件	2件	3件	合計
受注者数	2	0	1	3
(%)	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%
受注金額	66,599	0	100,486	167,085
(%)	39.9%	0.0%	60.1%	100.0%

（6） 入札差金の現状と課題

前述のように、入札制度改革によって談合は困難となり、落札率も低下した。一方、実際に工事をはじめると、地質、設計時に想定しなかった事態の出現、天候など様々な原因により、工事は予定通りに進行するとは限らない。

工事の進捗と必要に応じて工事の変更契約がなされる。契約の変更には、工期の変更と契約金額の変更がある。

現地機関でサンプル調査を行った工事の契約金額の変更は、以下のとおりである。

<調査対象工事の工事契約金額の変更>

（単位：千円）

	予定価額 A	落札価額 B	入札差金 A-B	落札率 B/A	最終契約 金額 C	予定価額- 契約価額 A-C	契約価額/ 予定価額 C/A
上田建設事務所	579,040	453,084	125,956	78.2%	578,120	921	99.8%
千曲建設事務所	272,540	208,856	63,684	76.6%	245,600	26,940	90.1%

入札の差金取扱い方針は、公共事業と県単事業で異なる。公共事業における入札差金は、翌年度以降の当該事業の前倒しに活用することとし、不用額が生じた場合は不執行とする。

県単事業のうち、維持修繕及び災害関連並びに交通安全施設整備に係る事業で生じた入札差金は、それぞれの事業に活用する。県単事業で維持修繕及び災害関連並びに交通安全施設整備を除く事業で生じた入札差金は、公共事業評価一覧に記載されている箇所に活用できるものとする。県単の維持修繕系の事業は、当初予算と比べ、維持管理に必

要な金額に過不足が生じることから、使途や執行管理を一層徹底することにより、効果的な事業執行を図ることが望まれる。

入札差金の取扱事例として以下の2件をサンプルとしたところ、差金は方針通りに活用されていた。

ア 工事名 国補道路改築工事

箇所名 (国) 1 4 4 号 真田町・上田市 上野バイパス (4)

当初設計額	106,820	千円 (税抜き)
当初請負額	94,500	千円 (")
入札差金	12,320	千円 (")
精算額	102,870	千円 (")

当該工事では施工中に地下埋設物が確認されたため、当初設計では考慮しなかった仮設土留工の施工が必要となった。この現場条件の変更に伴う設計変更により、入札差金のうち8,370千円を当該工事で支出した。

入札差金の残額3,950千円については、上野バイパス(5)工区で交差点改良工事の事業進捗に活用した。

イ 工事名 国補特殊改良工事

箇所名 (国) 1 4 3 号 青木村弘法拡幅

当初設計額	65,830	千円 (税抜き)
当初請負額	49,456	千円 (")
入札差金	16,374	千円 (")
精算額	61,430	千円 (")

(第1回変更) 工事の前倒し (補強土壁工の増工)

(第2回変更) 工事の一時中止 (地質調査結果に基づく設計変更期間の中止) 金額増なし

(第3回変更) 現場条件の変更 (地質調査結果に基づく支持層の変更による設計の変更)

(第4回変更) 現場条件の変更 (掘削法面の崩壊対策の増工)

(第5回変更) 精算

この現場条件の変更に伴う設計変更により、入札差金のうち11,974千円を当該工事で支出した。

入札差金の残額4,400千円については、引き続き施工を予定していた箇所の地質調査に活用した。

(7) 受注希望型競争入札の課題と総合評価落札方式の拡大

受注希望型競争入札は3年の実績があり既に定着しており、原則として全ての事業が受注希望型競争となっている。

受注希望型競争入札では、応札者の応札額により失格基準が変動するため、失格基準を超えた応札額の最も低い企業が落札するとは限らず、談合の排除には効果的であったと考えられる。

失格基準の導入によって落札価額が75%を下回ることはなくなったが、落札したい入札業者が採算割れの危険を犯しても予定価額の75%付近での入札を行うため、結果として落札価額が75%付近に集中する傾向が依然として強い。平成18年に行った建設業協会実施のコスト調査では、調査件数の65%が採算割れになっている、という結果がでた。

一方で「災害緊急時の建設業者の確保の必要性」などのためからも「地域密着型の良質な建設業者」は育成すべきという課題がある。また建設業者の若手職員の採用、技術の継承ができる企業経営に配慮する必要もある。このため前述のような失格基準の見直しが行われてきた。

しかし失格基準の改定によっても、失格基準価額付近への入札価格の集中は続くと思われるため、「競争性の確保」、「透明性の確保」と「地域産業育成」の観点から、受注希望型競争入札よりも、工事の総合的な価値を高めるといわれている総合評価落札方式の拡大が求められている。

県の中期総合計画において、総合評価落札方式の拡大の方向性が示されているが、目標値は特に明示されていない。平成18年度の総合評価落札方式は188件あったが、そのうち、価格以外の要素による逆転率は全体の4割あり、6割は価格要素で決定されている。総合評価落札方式は、県内部の時間も費用もかかるものであるが、費用対効果、価格以外の評価の客観性、妥当性を十分に検討しながらの、前向きな取組を期待するものである。

5. 繰越の縮減

(1) 概要

歳出予算の経費のうち、その性質上又は歳入歳出予算成立後の事由に基づき、年度内に支出を終わらない見込みのものは、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができる（自治法 213 I）。この繰越を明許繰越といい、繰り越して使用することができる経費を繰越明許費という（自治法 213 II）。

下表は、道路事業を所管する道路管理課、道路建設課及び都市計画課の平成 18 年度の繰越明許費の内訳である。該当課の事業のうち、道路事業と街路事業にかかわるものを抽出したところ、3課合計で152億円分の事業が次年度に繰り越されていた。

<平成18年度繰越額（明許）>

（単位：億円）

区 分	一般公共	一般単独	その他	災害復旧	合計
道路管理課	28.2	6.4	—	—	34.6
道路建設課	70.6	19.0	1.4	—	91.0
都市計画課	20.4	5.6	—	—	26.0
合 計	119.2	31.0	1.4	—	120.6

（注1）道路建設課は、北陸新幹線事業及び高速道事業を除いた額

（注2）都市計画課は、街路事業のみの額

(2) 課題

県の平成 18 年度の繰越額は 152 億円であり、かなり多額の繰越が生じている。

繰越は、本年度中に終了する予定だった事業が予定通りに終了せず、次年度以降に繰り越されるものである。繰越が多額に生じているということは、事業完成により期待される効果の発現もその分遅れていることになり、次年度に実施すべき事業にも遅れを生じさせる原因にもなりかねない。全ての事業を予定通りに進捗させることは難しいかもしれず、ある程度の繰越はやむを得ないものとは思われるが、その金額は極力少ないほうが望ましいと考える。

県は、繰越の縮減について問題意識を有しており、縮減に向けての対応を明示している。次頁に記載した表は県が作成している繰越縮減に向けての対応策である。県によると、表に記載した項目は年 4 回開催されている所長会議で徹底を図っており、予算の関連として議会で審議されている。

＜繰越縮減に向けての県の対応＞

課題	平成19年度の取組	対策・手法
年間を通じた計画的な執行・発注	<ul style="list-style-type: none"> ・第2四半期までの計画的な発注 ・未契約繰越箇所の早期発注 (発注計画を上回る発注) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に各建設事務所が年間執行計画を作成し、第2四半期までの発注率を明確にした。 執行計画に対する進捗管理を技術管理室で毎月実施し、各建設事務所に文書により早期発注を指導した。 ・上記に加えて、未契約繰越箇所に限定した進捗管理を建設事務所ごとに行い、年4回の所長会議で指導した。
複数年度にわたる事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度以降に向け、バランスのとれた用地、工事計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度以降の事業計画のヒアリングにあたり、事業課において用地の状況、工事の計画を詳細に把握し、繰越とまらないような計画の策定を指導した。
入札差金の活用	<p>公共工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他の箇所への流用検討 県単独事業 ○他の箇所への流用検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越となりそうな事業箇所について、事業課においてすべてヒアリングを行い、他の箇所への流用、不用額としての処理を指導した。
入札制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○入札契約事務におけるミスの防止、不適格な事例に対する厳格な対応 ○価格だけによらない入札等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミスの防止を図るため、研修会の実施、文書による指導を行った。 ・総合評価落札方式を導入し、19年度12月末現在で522件実施した。

(出典：長野県 技術管理室 企画指導班作成資料)

6. 事業の効率性

(1) 事業期間の短縮

ア 問題意識

事業期間は延長されるよりも短縮されることの方が望ましい。県によると道路整備事業の事業期間の平均は7、8年とのことであるが、事業期間を少しでも短縮できれば事業の効果はより早く発現することになり、また、短縮された分、他の事業の着手が早まる可能性がある。

イ 事例

事業期間の短縮を図るための弾力的な予算配分が望まれる。多数の道路事業を同時並行的に実施することよりも、前倒しで進捗させることが可能な事業に重点的に予算を投入し、工事を集中的に実施することによって事業期間の短縮を図る対応が望まれる。

下記は事業予定期間が10年以上の道路事業である。次年度以降について予算配分を見直し、集中的に工事を実施することで、工期の短縮を図ることが可能かどうかを検討されることを要望する。

(ア) 県道米川飯田線 天竜橋

事業名	国補 道路改築事業	
市町村名	飯田市	
事業予定期間	平成11年度～22年度	
全体計画概要	延長：146m 車道幅員：6.0m 全体幅員：12.0m 事業内容：橋梁架替工事と取付道路工事	
全体事業費	21億1500万円	
年度別事業費	平成18年度まで	9億500万円
	平成19年度	3億6000万円
	平成20年度以降残	8億5000万円
	進捗率(H19末見込み)	59.8%
事業概要	飯田市街地と竜東地域を結ぶ重要な路線。現在の橋は昭和10年に架けられ、以来71年が経過し、老朽化が進んでいる。また、幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難となっている。この状況を解消するために、平成11年度より橋梁架替工事を行っている。	

(イ) 内環状南線 鎌田～中条

事業名	国補 街路事業	
市町村名	松本市	
事業予定期間	平成 11 年度～23 年度	
全体計画概要	延長：949m 車道幅員：13.0m 全体幅員：31.0m 事業内容：道路拡幅工事（4車線）	
全体事業費	76 億 7270 万円	
年度別事業費	平成 17 年度まで	17 億 5250 万円
	平成 18 年度	1 億円
	平成 19 年度以降残	58 億 2020 万円
	進捗率（H18 末見込み）	24.1%
事業概要	国道 19 号と松本市街地を結ぶ幹線道路だが、恒常的に渋滞が発生している。当区間の整備により、駅周辺道路の渋滞解消と円滑な交通の確保を図る。	

(ウ) 県道松代篠ノ井線 赤坂橋

事業名	国補 道路改築事業	
市町村名	長野市	
事業予定期間	平成 11 年度～20 年度	
全体計画概要	延長：702m 車道幅員：6.5m 全体幅員：14.5m 事業内容：橋梁架替工事（2車線）	
全体事業費	46 億 3000 万円	
年度別事業費	平成 18 年度まで	25 億 960 万円
	平成 19 年度	5 億 2600 万円
	平成 20 年度以降残	15 億 9440 万円
	進捗率（H19 末見込み）	65.6%
事業概要	赤坂橋は長野市松代地籍と篠ノ井地籍を結ぶ橋で、昭和 31 年に架設されている。この橋は堤防から堤防へ渡る橋ではなく、松代側は高水敷きに架かっており、千曲川の流水部のみに架設されている。このため千曲川の増水時には通行止めとなる。また、通行車両の重量は 9 トン以下に制限されており、幅員は全幅 5.5m で歩道が設置されていないので、大型車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている。そのため、現橋の上流部に架替を行う。	

(エ) 県道千国北条線 柵池

事業名	国補 道路改築事業	
市町村名	北安曇郡 小谷村～白馬村	
事業予定期間	平成 11 年度～20 年度	
全体計画概要	延長：650m 車道幅員：6.0m 全体幅員：11.0m 事業内容：道路築造工事（2車線）	
全体事業費	9億9200万円	
年度別事業費	平成 18 年度まで	6億6200万円
	平成 19 年度	1億4000万円
	平成 20 年度以降残	1億9000万円
	進捗率（H19 末見込み）	80.8%
事業概要	柵池高原スキー場をはじめとする各スキー場へアクセスする重要な道路だが、豪雪地帯であるうえに幅員が狭く勾配も急なために、冬季は接触事故や交通渋滞が頻繁に発生している。このため、安全で円滑な交通を確保できるように平成 11 年度よりバイパス工事を行っている。	

(2) 用地買収

ア 問題意識

道路事業を効率的に進められるかどうかは、用地買収の進捗に影響される。用地買収には様々な困難が伴い、計画通りに進めることは容易ではないと思われる。

また、いったん用地買収が始まるとその事業をやめることが困難になるということがある。したがって、用地買収の前に、再度、事業計画の必要性、妥当性を慎重に検討することが望まれる。

下記案件については、用地買収に時間を要し、事業が長期間に亘っている。今後も鋭意用地買収を進め、速やかに事業を完成させることが望まれる。

イ 事例

(ア) 国道 147 号 安曇野市神田町北

建設事務所	安曇野	
事業名	交通安全施設	
年度別取得用地に係る 未着工面積 (㎡)	H15 以前	—
	H16	—
	H17	—
	H18	19
	合計	19
用地の進捗状況	全体面積	530
	取得済面積	460
	残取得面積	70
	進捗率	86.8%
現状	買収地に墓地があるが、所有者は死亡している。複数の相続人がいるが、全員が県外に在住し、当地の事情を承知しているものがない。そのため、買収を進めることが容易な状況にない。	

(イ) 内環状南線 松本市中条

建設事務所	松本	
事業名	地方道路交付金 (街路)	
年度別取得用地に係る 未着工面積 (㎡)	H15 以前	1,900
	H16	—
	H17	—
	H18	—
	合計	1,900
用地の進捗状況	全体面積	4,286

	取得済面積	2,446
	残取得面積	1,840
	進捗率	57.1%
現状	一部地権者の用地買収が難航しているが、計画的な用地買収に向け継続して買収事務を進めているところである。	

(3) 段階施工の箇所

ア 問題意識

用地買収は行われているが、工事を段階的に施工しており、平成 18 年度末現在では工事に着手していない箇所がある。段階的施工となる要因としては、ネットワークとして繋がる高規格道路等の整備状況や暫定 2 車線整備後の交通量の状況等があり、そうした外部環境の変化を見ながら今後対応を検討することが望まれる。

イ 事例

用地買収を計画的に進める等、可能な限り早期に工事に着手し、事業効果の発現を図ることを要望する。

(ア) 国道 141 号 佐久市石神～跡部

建設事務所	佐久	
事業名	道路改築	
年度別取得用地に係る 未着工面積 (㎡)	H15 以前	35,100
	H16	—
	H17	—
	H18	—
	合計	35,100
現状	4 車線分の用地を買収しているが、現在は暫定 2 車線で供用中である。 4 車線化の工事は、今後の交通量の増加を見極めて着手するとしている。	

(イ) 国道 147 号 安曇野市高家バイパス

建設事務所	安曇野	
事業名	道路改築	
年度別取得用地に係る 未着工面積 (㎡)	H15 以前	639
	H16	—

	H17	—
	H18	0
	合計	639
現状	2車線の供用は開始されたが、将来の4車線化のため、一部買収部分の工事着工が未定となっている。	

(ウ) (国) 256号 飯田市下久堅バイパス

建設事務所	飯田	
事業名	特殊改良第1種	
年度別取得用地に係る 未着工面積 (㎡)	H15以前	3,000
	H16	—
	H17	—
	H18	—
	合計	3,000
現状	三遠南信自動車道の開通に間に合うよう整備が進められる予定である。	

(4) 未供用地について

ア 問題意識

道路用地は取得したが、いまだ供用されていない土地がある。調査時が平成18年度末現在の未供用地のため、このうち取得より時間を経過している箇所については、今後できる限り早い時期に供用を開始できるよう効率的な事業執行に努めることを要望する。

イ 事例

次の表は平成18年度末までに買収した事業用地のうち、平成18年度末現在着工に至っていない土地の一覧である。今後とも効率的な事業執行に努めることを要望する。

未供用土地一覧

(単位：㎡)

建設事務所	事業名	路線名	箇所名	未着工面積
佐久	県単道路改築	(一) 上原猿久保線	佐久市今井	2,700
上田	道路改良	(国) 144号	上田市上野バイパス	4,680
上田	道路改良	(国) 143号	上田市築地バイパス	9,000

伊那	道路改築	(国) 153 号	伊那市～箕輪町伊那バイパス	21,000
松本	地方道路交付金	(一) 波田北大妻豊科線	波田町島々～三溝新田	59,541
松本	地方道路交付金(街路)	内環状南線	松本市鎌田	1,260
千曲	地方道路交付金	(主) 長野上田線	千曲市力石	22,646
千曲	地方道路交付金	(主) 長野上田線	千曲市力石～坂城町上五明	7,048

上表の概要は次のとおりである。

(単位：㎡)

箇所名	未着工面積	工事に着手していない理由
佐久市今井	2,700	高速道路工事を先行させ、その完成後実施の予定。
上田市上野バイパス	4,680	一部用地の契約が平成 17 年度末となり、補償物件の移転が平成 18 年度末となったため。平成 19 年度に工事着手。平成 20 年度に部分供用の予定。
上田市築地バイパス	9,000	平成 13 年に築地～下之郷までを供用開始するにあたり、築地バイパスについては暫定 2 車線分のみ工事実施した。平成 20 年度より工事着手予定。
伊那市～箕輪町伊那バイパス	21,000	用地取得を先行させているため。平成 19 年度より工事着手。
波田町島々～三溝新田	59,541	事業再開を決定。平成 19 年度より工事着手
松本市鎌田	1,260	用地取得を先行させているため。平成 19 年度より工事着手。
千曲市力石	22,646	事業予定地一帯が文化財保護指定地域内にあり、埋文調査実施中であるが範囲が広大で相当な期間が必要である。また、事業用地内に水路が複雑に入り込んでいるため、部分的な着工が困難である。
千曲市力石～坂城町上五明	7,048	